

# 平成 28 年度 栗橋小学校いじめ防止基本方針

## 1. いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及びほかの児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### (2) いじめの禁止

全ての児童は、いじめを行ってはならない。

### (3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は適切かつ迅速にこれに対処しさらに再発防止に努める。

## 2. いじめの未然防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 学校におけるいじめの未然防止のための基本施策

- ①学校教育目標の一つである「思いやりのある子」の実現を目指して、児童同士互いに認め合い助け合える集団づくりを目指す学年学級経営に取り組む。
- ②児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。
- ③豊かな体験活動を通して自他の人権を尊重し他者の痛みを共有できる共生の心を醸成するとともにそれらが態度や行動に表れる人権感覚を育成する。
- ④保護者並びに地域住民その他関係者との連携を図りつつ児童一人ひとりを理解するために計画的に生徒指導、教育相談を実施する。

### (2) 学校におけるいじめの未然防止等の対策のための組織

学校におけるいじめを未然に防止するとともに、いじめの早期発見・早期対処を組織的に行うために生徒指導委員会を活用し、問題を抱えている児童の現状や指導について情報交換及び共通認識に基づいた共通行動についての話し合いを行う。また、いじめの発生時は、必要に応じて外部専門家を活用し対応に当たる。

#### 〈構成員〉

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、教育相談員

#### 〈活動〉

- ①いじめの早期発見に関すること(アンケート調査、教育相談等)
- ②いじめ未然防止に関すること
- ③いじめ事案に対する対応に関すること
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること

#### 〈開催〉

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

### 3. 学校におけるいじめの未然防止等に関する措置

#### (1) いじめの未然防止

##### ① 道徳教育の充実

- ・年間指導計画にそって道徳の授業を計画的に行い、道徳教育の充実を図り、「思いやり」や「自他の生命尊重」「公平公正」などの心を育てる。
- ・オープン参観時に道徳の授業を公開し、道徳教育の保護者への啓発を図る。
- ・学校行事やクラブ等、ふれあい活動や体験活動を通して、PTA や地域の方々との関わりを持ち、豊かな体験を重ねる。

##### ② 教育相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次の通り相談体制の整備を行う。

- ・教育相談員の活用  
各教室を巡回し、日頃から児童の観察をする。話しやすく相談しやすい相談室になるように努め、いじめや悩みなどに限らず気軽に相談できるような雰囲気を作る。
- ・教育相談日の設定

##### ③ 啓発活動

- ・人権作文・人権標語づくり  
偏見や差別に気づき、差別をなくすための正しい判断力を育て、自分はどうか行動すべきかを考えさせる。
- ・第2回久喜市中学校サミット共同宣言の活用

##### ④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

児童及び保護者が、発信された情報、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともにいじめに対して効果的に対応できるように、必要な啓発活動を行う。

- ・各教科における情報教育の充実
- ・児童に対する情報セキュリティ学習(インターネットの危険性、携帯、スマホの安全な使い方)
- ・教職員に対する情報モラル研修会の実施
- ・保護者を対象とした情報セキュリティ研修会の実施

#### (2) いじめの早期発見のための措置

##### ① いじめ等に関する調査を実施する。

いじめを早期に発見するため、在籍する児童などに対する定期的な調査を次の通り実施する。

- ・児童対象いじめアンケート調査年3回(6月、11月、2月)
- ・保護者対象教育活動アンケート調査年2回(7月、12月)

##### ② 早期発見をするために、児童及び保護者への調査を行うとともに、以下の点に留意する。

- ・調査を元に、すぐに関係児童などから話を聞き、事実関係を確認し、関係の改善や経過観察を行う。
- ・児童や保護者の信頼関係を丁寧に築く。
- ・児童間のトラブルやいじめに気づけるよう教職員のアンテナを高くする。

- ・人間関係を深め、自尊感情を育てる学級経営を行う。
  - ・教職員間の報告・連絡・相談を徹底し、連携・情報交換を行う。
  - ③個人面談や教育相談を行い、いじめの早期発見をする。
    - ・家庭訪問時や個に応じた面談を随時行い、いじめにつながる実態を把握する。
  - ④教育相談部会を開き情報交換を行い、いじめの早期発見をする。
    - ・教育相談員等を交え（記録を活用）、広く情報を得、事実関係を正確に把握し、時事の相談内容を検討することにより教育相談機能を高める。
- (3) いじめに対する措置

①いじめの事実確認

- ・当事者双方の児童から聞き取り、事実の有無の確認を行い記録する。
- ・教職員全員が情報を共有し、事実を正確に把握する。
- ・指導の方針を決定し、教職員の共通理解を図る。

②いじめを受けた児童とその保護者に対する支援

- ・身体的、精神的被害について適格に把握し、迅速に初期対応をする。
- ・休み時間や登校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。
- ・いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。
- ・いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。

③いじめを行った児童に対する指導、及びその保護者に対する助言

- ・「いじめは絶対に許さない」と言う毅然とした態度で望み、事実を確認し、いじめをやめさせる。
- ・いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。
- ・カウンセラー、教育相談、児童相談所、医療機関、警察等、関係諸機関との連携をとる。
- ・学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。
- ・被害児童、保護者に対して、適切な対応(謝罪等)をするように伝える。

④所轄警察署との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、関係諸機関(教育委員会・警察署等)と連携して対処する。

⑤懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他のいじめ未然防止に関する措置の検討・実施

ほかの児童の心身の安全が保障されないなどの恐れがある場合には、いじめ調査委員会を開催し、教育委員会の指導の下、懲戒や出席停止などの措置を検討する。

#### 4. 重大事案への対処

児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の機関学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、あるいは多人数によるいじめが相当期間継続しているなどの重大事案については、次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③指導方針会議を開き、課題解決に向けたいじめ対策支援チームを組織する。
- ④上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ⑤調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

